

発行：北出経営労務事務所
〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルティール203号室
TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480
発行日：2012年12月1日

今月のことば●対話しよう

対話から生まれる気づきがある。思っていることは口に出して初めて伝わる。
対話が会社を元気にする。

寒さも日々厳しさを増し、今年も残すところあと1ヶ月ほどですね(ˋˋ) 日が経つのは早いものですね(^_^) 師走というだけあって、年末は皆様何かとお忙しいと思います。弊社スタッフもパタパタと忙しく動き回っております(*^_^*) けれど、その忙しさがあるからこそ、お正月休みが楽しみでゆっくりと休める事を幸せに



感じられるのかもしれないですね(^o^) まあ、家にいても思ったほどゆっくりできないのが現実なんです(笑) それはさておき、皆様はきっと私たち以上にお忙しいのではないかと思います。お体を大事になさってください(*^_^*) また、来年、皆様の元気な顔を拝見できますように(*´∀`*) (高間)



イルカもつりあげるクレーン屋さん!?

お客様インタビュー OKUTAKEグループ 株式会社オク TAKE 様

今回訪れたのは、クレーン業界の地域No.1 株式会社オク TAKE 様。気さくな奥村社長のおかげで、わかりやすく、そして楽しくお話をお伺いすることができました。



代表取締役社長 奥村高志様

— (橋本) まず御社のお仕事の内容を教えてください。
簡単に言うとクレーン業です。クレーン業が主で、従たるもので運送・運搬・据付をしています。

— すみません。なかなかイメージしにくいのですが…

クレーン業というと、高いところに上げるとか、遠いところに運ぶということです。建設現場が多いのですが、基本的に人以外に吊れないものはないんですよ(笑) 変わったものでは先日、越前松島水族館でイルカを吊り上げました。

— それは驚きです!! (後日写真を見せていただきました→)

— そんな御社で今、特に力を入れていることはどんなことですか?

社員教育ですね。経営計画を作成し、「つくる人を増やす」を理念に週1回の社員教育をしています。

— 経営計画について、もう少し具体的に教えてください?

私たちはものづくりをしています。ものづくりだけでなく、人をつくる。「つくる人を増やす」とは、自分たちが見本を示して与えていくことです。そしてつくらない人をつくる人に変えていきたいという思いがあります。「安全第一」「顧客第一主義」。これはもちろんですが、いいものを提供するためには、まず自分たちがいい環境をつくることこそが一番だと考えています。

— 社員教育を進める中で、既に手応えをお感じですか?

地域貢献の一環として、社員から「クレーンを運転する際にカーブミラーの世話になっているから、カーブミラーの掃除をしよう!」というボランティアの提案がありました。嬉しかったですね。早速11月4日(日)に15人ほどで実施しました。今後も継続的にやっていきたいです。

— 素敵な提案ですね。それ以外にも社長がこれまで仕事をしてきて一番感動したエピソードがあれば教えてください。

どの現場でも最後に「ありがとう」とお客様に言われた時が嬉しいのですが、やはり一番思い入れがあるのは、初めての現場だった「サンドーム福井」です。球状の屋根を夜を徹してあげていこうんですよ。最後に梁に名前を書いた時にはとても感動しましたね(ここの話ですよ。)

— 現場一つ一つにストーリーがあるんですね。では、最後に10年後のビジョンを教えてください。

目標は2倍にすることですね。社員数を2倍にする。人を育てることで売上も比例する。今よりも更に社員の質を上げて自立した人間に育てたいです。また、クレーンに関連したことで修理工場を作りたいと考えています。現在クレーンの修理工場はほとんど存在しないんです。それを自社工場にして自社整備をしていきたいですね。

— 本日は貴重なお話をありがとうございました。



株式会社オク TAKE 様のHPはこちら <http://www.okutake.jp/>

けいえい ろうむ 相談室

最近、会社で労務管理の見直しを行っています。
会社には「安全配慮義務」があるということですが、
そもそも「安全配慮義務」とは何でしょうか。
具体的にどうすればいいのでしょうか。



会社の「安全配慮義務」とはどのようなことでしょうか。
簡単に安全配慮義務についてお話ししていきます。

■ ■ 安全配慮義務とは？ ■ ■

安全配慮義務とは、「労務の提供にあたって、労働者の生命・健康等を危険から保護するよう配慮すべき使用者の義務」のことです。
この義務を怠ったために労働者が損害を被ったときは、会社は損害を賠償する義務を負うことになります。



1分間ろうむスタディ

労働契約法第5条
「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」



社員の不注意でケガをしても、社員の自己責任という訳にはいかないの？

はい。社員は普通、会社の指定した場所で、会社の用意した設備や器具を使って、会社の指示で仕事をを行いますので、社員が安全に働けるよう配慮する義務があります。



■ ■ 安全配慮とは？ ■ ■

では、安全配慮とはどうしたらいいのでしょうか。
具体例な取り組みを挙げてみましょう。

- 機械に安全装置を設ける。
- 安全教育をする。
- 職場の環境を整える（整理整頓）
- 墜落するおそれのある場所等に柵を設ける。
- 健康に害を及ぼす材料を安全な材料に変える。
- 職場に安全衛生に関する体制を確立する。
- 作業環境の見直し
- 健康診断



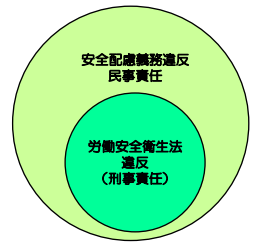
配慮ってというのは、どうしたら良いの？

仕事内容や職場環境に応じて、必要な配慮というのは異なります。事故が起きるかも知れないと予測できるものは全て対応することが求められます。安全配慮をするのとしないのでは会社の問われる責任の重さも異なります。



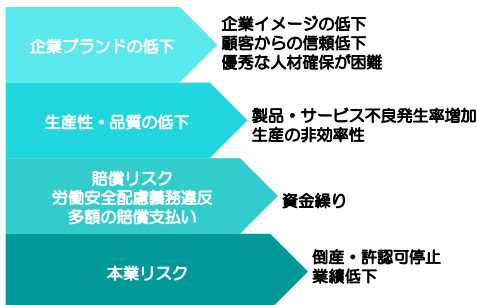
■ ■ 安全配慮義務を怠ると・・・ ■ ■

安全配慮を怠ると、会社は「安全配慮義務違反」となり民事裁判により多額の損害賠償を請求されることもあります。労働者が仕事中にケガをし、労災から補てんされたとしても損害賠償は別に支払うことになります。



■ ■ 会社のリスクは ■ ■

また、安全配慮義務を怠ると以下のようなデメリットがあります。



■ ■ さらに ■ ■

会社は、業務の遂行に伴う過度な疲労や心理的負担をかけて労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務（健康配慮義務）も安全配慮義務です。

体の健康だけでなく、心の健康にも注意しなければならない。



♥♥♥社労士さとうのまとめ♥♥♥

会社は、安全配慮義務（健康配慮義務）をおろそかにすると、高額な損害賠償金を請求されることがあります。会社のリスク管理上真剣に取り組まなければ、会社存続に関わる問題であると言えますね。また、キャリアや人材の損失、従業員のモラルの低下、社会的信用の低下といった様々なデメリットが発生します。そうならないためにも、職場環境を見直してみましょう。

中小企業では兼務役員や執行役員制度を導入している企業が増えてきました。この兼務役員、執行役員、取締役のそれぞれの役割について少し見てみましょう。

■ ■ それぞれの立場の違いを知る ■ ■

取締役



【身分】

社員の身分を退職し、
経営に参画する

兼務役員
(取締役営業部長など)



【身分】

社員の身分を保持したまま
経営に参画する

執行役員



【身分】

業務を執行する責任者なので
社員の身分を有する

執行役員とは、会社の業務執行に対する責任と権限を持つ役員のことです。ただし、役員といっても、「代表取締役の指揮命令下にある社員」のことです。



■ ■ 雇用保険や労災保険などの対応は？ ■ ■

それぞれの身分が違いますので、法律上雇用保険や労災保険の対象が違ってきます。また働き方に関する時間外労働・休日に関しても違ってきますので注意して見てみましょう。

	取締役	兼務役員 (取締役営業部長など)	執行役員
身分	取締役	取締役と社員	社員
雇用保険	×	○ (社員部分)	○
労災保険	×	○ (社員部分)	○
給与・報酬の決め方	役員報酬 (株主総会の決議)	役員報酬と給与 (取締役分は株主総会の決議)	給与 (株主総会の決議不要)
時間外労働・休日	×	×	○
賞与 (詳細は税理士さんにご確認ください)	経費とならない	社員部分のみ経費となる	経費となる
退職金	役員退職金※2	役員退職金と 社員退職金	社員退職金

※1 管理監督者とは経営者と一体的な立場にあって、自分自身が労働時間についての裁量権を持っていること

※2 社員の身分を退職した時に社員退職金を清算している場合

中小企業では、兼務役員をすでに導入している企業も多いようです。兼務役員のメリットは、社員性が強いと判断されれば、雇用保険の資格を喪失しなくてもよいということになります。兼務役員ですので、任命する経営者としては、役員としての働きを期待している部分もあるかと思いますが、任命される社員側はどうなのでしょう。その説明がない状態で任命したとしても思いが通じないことがあります。社員から執行役員、兼務役員、取締役への人事はしっかりと説明をし、十分理解してもらいましょう。保険制度や給与の支払い方、場合によっては株式などのことも関係してきますので、十分注意してください。

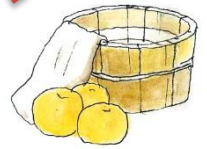


POINT !

兼務役員の方が雇用保険の適用を受けるためには、役員報酬と給与を比べて給与が多いことが必要となります。つまり、労働者の役割が多いことということです。認定には株主総会（取締役会）の議事録や賃金台帳などが必要となります。



お問い合わせは
☎0776 (58) 2470
北出経営労務事務所
担当：北出まで



12月の
おしらせ

柚子（ゆず）湯

冬至といえば柚子（ゆず）湯。この日に柚子湯に入ると風邪を引かないと言われていますね。「冬至（湯治）」に「融通がきくように」との説もありますが、単なる語呂合わせ？ 柚子には体を温める効果があります。柑橘系の香りでゆったりリラックスしたいですね。

年末調整
今年最後に支払う給与、又は賞与で今年の年税額を算出し、過不足額の還付もしくは徴収をしましょう。
今年の年末調整における変更点は主に以下の通りです。
◎生命保険料控除に介護医療保険料控除が新設しました。
◎「納期の特例」の納期限の変更で、納期限は1月20日になりました。
詳しくは国税庁HP
<http://www.nta.go.jp/gensen/nencho/index.htm>まで

賞与支払届の提出
賞与を支給した場合には、支給から5日以内に「賞与支払届」を年金事務所に提出することになっています。
提出を忘れると、従業員の方が将来受給される年金額が変わってしまいますので、忘れずに届け出ましょう。

住民税納期の特例
給与の支給人員が常時10人未満で、住民税の納期の特例の手続きをしている事業所は、半年ごと（6月と12月）に住民税を納めます。
6月から11月までに徴収した住民税は、12月10日が納付期限です。

所長・北出慎吾



月に何回か出張に出かけます。日帰り出張も多いので、なかなかゆっくりもできないのですが、最近のハマり事と言えば、漫画「ワンピース」のキーホルダーを買うこと。土地柄面白いものがたくさんあり、大阪では大きな口でたこ焼きを食べている主人公のルフィ。東京では黒船に乗ったチョッパーなど（わかる人だけわかってください（笑））結構集めなくなるシリーズが盛りだくさん^^ そういえば、福井ならではのキーホルダーは何だろ？やっぱりカニかな（笑）。

先日、朝、前方をみて車を運転していたら違和感を感じました。いつもと山の高さが違うのです。その日は上空に雲が発生していました。山の頂上が見えない高さにあるのにその日は山の頂上が雲の上に。すご〜〜！ 蜃気楼〜〜(〇^)! エッ！山で蜃気楼(?_?) 不思議に思いながらも、感動に浸りました。後でネットで調べたら山でも蜃気楼はあるそうです。貴重なモノが見れました。（エッ、気のせいという言葉はうけつけませんよ（笑））



佐藤早智代

高間亜希



最近、帰宅する時にはもう周りが真っ暗なので、毎日車の中で熱唱しながら帰っています♪私はどうやら音痴らしく、息子の音感がおかしくなっても困るし、ご近所さんに笑われると恥ずかしいので、なるべく家では歌わないようにしています(+o+) けど歌う事自体は好きという困った音痴なので、帰りの車の中で思いっきり歌ってます(笑) 赤信号になると一旦ストップで素知らぬ顔して青になるのを待ち、動き出したらまた再開！家まで続きます(笑) なかなかのストレス発散になりますよ(*^_^*)

クリスマスの楽しみ方といえば我が家では「アドベントカレンダー」。ご存知ですか？毎日その日の小窓を開けていってクリスマスを心待ちにするカレンダーです。市販のものではお菓子が入っているものもありますね。我が家では例年、塗り絵にしてみたり、ペーパークラフトで作ったりしていましたが、今年は娘たちが自分で作る♪と張り切って挑戦しました。絵をかいたり切り絵をしたりと次々想いは広がり… なかなかの出来栄え。また一つ子どもの成長を感じました(*^_^*)



橋本友美